



平成 29 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社 セキド
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 関 戸 正 実
 (コード：9878 東証第二部)
 問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 管 理 部 長 弓 削 英 昭
 (TEL. 03-6273-2020)

**第三者割当により発行される第2回新株予約権(行使価額修正条項付)・第3回新株予約権の発行、
 及び新株予約権の第三者割当契約の締結に関するお知らせ**

当社は、平成 29 年 5 月 29 日付の取締役会において、EVO FUND を割当予定先とする第2回新株予約権(以下「第2回新株予約権」といいます。)の発行及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件とした新株予約権の第三者割当契約(コミット・イシュー※。以下「第2回新株予約権買取契約」といいます。)を EVO FUND との間で締結すること、並びに EVO FUND、株式会社オークファン(以下「オークファン」といいます。)及び株式会社フレイ・ホールディングス(以下「フレイ・ホールディングス」といい、EVO FUND 及びオークファンとあわせて、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。)を割当予定先とする第3回新株予約権(以下「第3回新株予約権」といい、第2回新株予約権とあわせて、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)の発行及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件とした新株予約権の第三者割当契約(以下「第3回新株予約権買取契約」といいます。)を上記3社それぞれとの間で締結することを決議しましたので、その概要につき以下の通りお知らせいたします(以下、第2回及び第3回新株予約権の発行と各新株予約権に係る買取契約の締結を総称して「本件」といいます。)。本資金調達は、①在庫回転率の向上に資する商品分析及び在庫管理システム改修、②リユース品販売店舗拡大のための改装、③EC 本店サイトの改修、④顧客管理システムの改修及び⑤リユース事業拡大に伴う商材調達に係る資金を確保することが目的であります。

1. 募集の概要

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	平成 29 年 6 月 14 日
(2) 発行新株予約権数	3,000,000 個 第2回新株予約権：2,000,000 個 第3回新株予約権：1,000,000 個
(3) 発行価額	総額 880,000 円 (第2回新株予約権 1 個当たり 0.28 円、第3回新株予約権 1 個当たり 0.32 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	3,000,000 株(新株予約権 1 個につき 1 株) 第2回新株予約権：2,000,000 個 第3回新株予約権：1,000,000 個
(5) 資金調達の額	235,880,000 円(注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 第2回新株予約権：78 円 第3回新株予約権：86 円 第3回新株予約権に関しては、行使価額の修正は行われません。 第2回新株予約権の行使価額は、第2回新株予約権の割当日の翌日以降、割当日の翌日(当日を含みます。)から起算して5価格算定日(以下に定義します。)が経過する毎に修正されます。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)において売買立会が行われる日(以下「取引

	<p>日」といいます。)であって、以下に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいいます。本条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(初回の修正については割当日の翌日)(当日を含みます。)から起算して5価格算定日目の日の翌取引日(以下「修正日」といいます。)に、修正日に先立つ5連続価格算定日(以下「価格算定期間」といいます。)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の、それぞれ90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額(以下「基準行使価額」といいます。但し、当該金額が、下記3.(1)②記載の下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とします。)に修正されます。また、いずれかの価格算定期間内に第2回新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整されます。</p> <p>市場混乱事由とは、以下の事由をいいます。</p> <p>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</p> <p>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)</p> <p>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらずのものとしす。)</p>
(7) 募集又は割当て方法(割当予定先)	<p>第2回新株予約権：第三者割当ての方法により、全ての新株予約権をEVO FUNDに割当てます。</p> <p>第3回新株予約権：第三者割当ての方法により、新株予約権の発行総数1,000,000個のうち、500,000個をEVO FUNDに、250,000個をオークファンに、250,000個をプレイ・ホールディングスに割当てます。</p>
(8) その他	<p>当社は、EVO FUNDとの間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記3.(1)①に記載する行使コミット条項、EVO FUNDが本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する第2回新株予約権買取契約を締結します。また当社は、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、EVO FUND、オークファン及びプレイ・ホールディングスのそれぞれとの間で、割当予定先は第2回新株予約権が残存している期間中は第3回新株予約権を行使できないこと、割当予定先が第3回新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する第3回新株予約権買取契約を締結します。</p>

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正(第2回新株予約権のみ)又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。なお、上記資金調達の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

※第2回新株予約権の特徴

当社が第2回新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数(2,000,000株)をあらかじめ定め、行使期間中の価格算定日の売買高加重平均価格(VWAP)に基づき、第2回新株予約権の発行日の翌日以降、原則として

201 価格算定日以内に、割当予定先が必ず本新株予約権の全てを行使する(全部コミット)手法です。またそれに加えて、本新株予約権の発行日以降、原則として 101 価格算定日以内に、800,000 株相当分以上の第 2 回新株予約権の行使をすることを約しております(前半コミット)。前者の「全部コミット」と後者の「前半コミット」の組み合わせが、第 2 回新株予約権の特徴です。

	第 2 回新株予約権
発行数	2,000,000 個
発行価額の総額	560,000 円
行使価額の総額	156,000,000 円
期間	原則約 10 ヶ月 (コミット期間延長事由及び市場混乱事由発生時を除く)
修正回数(原則)	通算で 40 回(予定) (5 価格算定日毎に修正、計 40 回)
行使価額	VWAP の 90%
全部コミット	201 価格算定日以内における本新株予約権の 発行数全ての行使を原則コミット
前半コミット	101 価格算定日以内における本新株予約権の 発行数の 40%以上の行使を原則コミット
下限行使価額	43 円 (価格決定日終値の 50%、端数切上げ)

※第 3 回新株予約権の特徴

当社は、第 3 回新株予約権 1,000,000 個のうち 500,000 個を EVO FUND に、250,000 個をオークファンに、250,000 個をフレイ・ホールディングスにそれぞれ割当てます。行使価額は 86 円に固定されており、修正されることはありません。また、行使期間は 3 年間となっておりますが、第 3 回新株予約権は、第 2 回新株予約権が残存している期間中は行使ができません(当社としては、第 2 回新株予約権が全て行使された後に行使されることを想定しております。)。第 3 回新株予約権の行使は、各割当予定先の裁量によりなされますが、当社株価が行使価額を上回って推移した場合に、各割当予定先による行使が期待されます。

	第 3 回新株予約権
発行数	計 1,000,000 個
発行価額の総額	320,000 円
行使価額の総額	86,000,000 円
期間	3 年間 但し、第 2 回新株予約権が残存している期間中は行使不可
修正条項	なし
行使価額	86 円(固定)

2. 募集の目的及び理由

わが国の経済は、緩やかな回復基調で推移しておりますが、海外の政治、経済の不確実性の影響等から、先行きの不透明感は拭えず、個人消費は力強さに欠ける状況にあります。

当業界におきましては、百貨店売上高が平成 29 年 2 月まで 12 カ月連続のマイナスとなっており、化粧品等一部好調に推移している品目はあるものの、宝飾・貴金属や衣料は概して低調に推移しております。なお、インバウンド需要については、これまでも客数は 2 ケタの伸びを示してきておりましたが、平成 28 年 12 月より客数だけでなく金額ベースでも対前年増加に転じております。

このような状況において、当社の平成 29 年 3 月期における業績については、これまで売上を牽引してきた中国人観光客をはじめとするインバウンド需要の減速もあり、売上高は 8,970 百万円となりました。損益面で

は、上記のマーチャндаイジングへの取組みにより、主要な商品カテゴリーへの集中と 10 万円未満の価格帯の商品の品揃え強化を進める中、これらから外れた商品の消化も並行して推し進めた結果、営業損失 868 百万円、経常損失 925 百万円、減損損失 595 百万円等の計上により、当期純損失 1,613 百万円を計上いたしました。

このことから、当社は、以下のとおり、業績の改善に取り組んでおり、その過程の中で新たな資金需要が生じたことから、本資金調達を実施するものであります。

まず、業績の改善に向けた当社の営業力強化の一貫としてのマーチャндаイジングについては、在庫回転率の向上を図るため、ブランド別、価格帯別の販売状況と在庫状況を分析し、主要な商品カテゴリーの仕入に集中し、特に 1 万円未満の価格帯の商品や 1 万円以上 10 万円未満の価格帯の商品の品揃え強化に取り組んでおります。かかる取組みの一貫として、当社の現状の商品分析方法や、在庫管理システムの効率的でない部分を見直す必要があると考えており、そのための資金を調達する必要が生じました。また、今後の事業展開の柱の一つとして、リユース事業への本格的な取り組みも開始しており、本新株予約権の割当予定先の一つである株式会社オークファン(以下、「オークファン」といいます。)との業務提携によって、リユース品の買取・下取りから新品の販売まで一貫した『循環型ビジネス』のオペレーションを構築し、既存店舗及びインターネットによる事業展開を進めております。平成 29 年 3 月期末時点では既存の 16 店舗で買取・下取りを、3 店舗で販売を実施しており、今後も販売店舗を拡大していく予定であります。かかる事業展開を進めていくために、当社の店舗の改装や追加的な商材の調達が必要となり、そのための資金を調達する必要が生じました。EC 事業(インターネットショップ)においては、本店サイトの企画力を強化するとともに、実店舗への誘導にも力を入れ、相互に顧客の利用頻度をあげることに取り組んでおりますが、そのためには EC 本店サイトの改修も必要となり、そのための資金調達の必要が生じました。

また、当社のビジネスを支える営業施策の柱である顧客管理システムが導入当初より 17 年が経過したことに伴い、ハード面、ソフト面での入れ替えを行って最新のセキュリティ対策を施す必要が生じ、そのための資金調達の必要が生じました。

以上のような当社の状況、業績改善に向けて今後実施する予定の各施策及びこれらの施策を実施することを踏まえた当社の資金需要等の事情を踏まえ、当社は、①在庫回転率の向上に資する商品分析及び在庫管理システム改修、②リユース品販売店舗拡大のための改装、③EC 本店サイトの改修、④顧客管理システムの改修及び⑤リユース事業拡大に伴う商材の調達を行うための資金を調達することを検討しております。なお、上記のうち、①在庫回転率の向上に資する商品分析及び在庫管理システム改修については、短期的な資金需要があり、②リユース品販売店舗拡大のための改装及び⑤リユース事業拡大に伴う商材調達資金については、店舗の改装スケジュールにあわせて順次資金需要が発生する見込みであり、③EC 本店サイトの改修及び④顧客管理システムの改修については、実店舗の改装及び在庫管理システムの改修に一定の目途がつき次第、取り組む予定であります。

なお、以上のような資金使途の目的に適う資金調達の方法を検討していましたところ、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社から第 2 回新株予約権及び第 3 回新株予約権を組み合わせた資金調達(以下、「本スキーム」といいます。)の提案を受けました。同社より提案を受けた本スキームを選択した理由については、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由(2)資金調達方法の選択理由」をご参照ください。

EVOLUTION JAPAN 証券株式会社から本スキームの提案を受けた当初は、第 2 回新株予約権及び第 3 回新株予約権の全てを EVO FUND に割当てる想定でございました。しかし、以下のような経緯で、EVO FUND に加えて、オークファンとフレイ・ホールディングスを第 3 回新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

オークファンについては、当社が公表いたしました平成 28 年 11 月 14 日付「株式会社オークファンとの資本業務提携に向けた協議開始に関するお知らせ」の通り、同社との間で資本業務提携に向けた協議を進めていたという経緯があります。かかる協議の中で、平成 28 年 11 月 28 日付で同社との間で業務提携契約を締結いたしました。当社が計上した損失等の影響による事業計画の見直しを進める必要が生じたことから、資本提携についてはすぐには実施せず、両者間で継続的に協議を続けていくことといたしました。その後、当社の事業計画の見直しを進める中、インターネット販売事業及びリユース事業に注力していく方針が決まり、事業資金の調達ニーズが高まるとともに、当該事業分野において業務提携を行っているオークファンとの提携関係強化のため、事業提携に加えて資本提携をも行う必要性が高まってまいりました。そのような状況で、資本提携の一貫として、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社から提案を受けた第 3 回新株予約権の一部の割当てをオーク

ファンに対して提案した結果、同社から引き受けたいとの回答があったため、同社を割当予定先として選定することになりました。なお、EVO FUND 及びフレイ・ホールディングスを割当予定先に選定した理由については、下記「7. 割当予定先の選定理由等(2)割当予定先を選定した理由」をご参照ください。

以上のような経緯から、本スキームによる本新株予約権の発行を決議した次第であります。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は、第2回新株予約権について、第2回新株予約権の割当予定先であるEVO FUNDとの間で、本新株予約権の募集にかかる有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記の内容を含む第2回新株予約権買取契約を締結します。

① 行使コミット条項

<コミット条項>

割当予定先は、第2回新株予約権の払込期日の翌日(当日を含む。)から、その201価格算定日目の日(当日を含む。)(以下「全部コミット期限」といいます。)までの期間(以下「全部コミット期間」といいます。)に、割当予定先が保有する第2回新株予約権の全てを行使することをコミットしています。201という日数は、40価格算定期間に1取引日分の行使可能日を加えたものであり、割当予定先との協議に基づき決定されたものであります。

また、割当予定先は、第2回新株予約権の払込期日の翌日(当日を含む。)から、その101価格算定日目の日(当日を含む。)(以下「前半コミット期限」といいます。)までの期間(以下「前半コミット期間」といいます。)に、800,000株相当分以上の第2回新株予約権を行使することをコミットしています。101という日数は、20価格算定期間に1取引日分の行使可能日を加えたものであり、割当予定先との協議に基づき決定されたものであります。

かかる全部コミットと前半コミットが存在することで、当社は本件による資金調達の確実性と、より早期の段階におけるキャッシュ・フローの確保を両立することができます。

当社普通株式が取引所において取引停止処分を受けず、かつ市場混乱事由が発生しないと仮定した場合、全部コミット期限は平成30年4月9日(第2回新株予約権の払込期日の翌日から起算して201価格算定日目の日)であり、前半コミット期限は平成29年11月9日(第2回新株予約権の払込期日の翌日から起算して101価格算定日目の日)となりますが、これらの期限までに市場混乱事由が発生した場合、これらが発生した日は価格算定日に含まれないため、上記の各期限は延長されることとなります。

また、全部コミット期間中の各価格算定期間に属するいずれかの取引日において、取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額の110%以下となった場合(以下「コミット期間延長事由」といいます。)には、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、全部コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計12回(60価格算定日)を上限とします。)。前半コミット期間中のいずれかの取引日においてコミット期間延長事由が発生した場合も、同様に、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、前半コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計6回(30価格算定日)を上限とします。)

なお、全部コミット期間及び前半コミット期間の双方について、上記の延長は、同一の価格算定期間中において生じたコミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の価格算定期間中において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。

<コミット条項の消滅>

前半コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う前半コミット期間の延長が6回を超えて発生した場合、前半コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。同様に、全部コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う全部コミット期間の延長が12回を超えて発生した場合、全部コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。

また、全部コミット及び前半コミットに係る割当予定先のコミットは、第2回新株予約権の払込期日以

降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合には消滅します。

なお、これらのコミットの消滅後も、割当予定先は、その自由な裁量により任意の数の第2回新株予約権を行使することができます。

② 行使価額の修正

第2回新株予約権の行使価額は、第2回新株予約権の割当日の翌日以降、割当日の翌日(当日を含む。)から起算して5価格算定日が経過する毎に修正されます。この場合、行使価額は、各修正日に、基準行使価額に修正されます。基準行使価額の算出に際しましては、割当予定先と議論を行った上で、同種の資金調達案件との条件比較から、割当予定先の投資家としての収益確保のためにディスカウント率を10%として計算することとしました。但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合には下限行使価額が修正後の行使価額となります。

下限行使価額は当初43円としますが、第2回新株予約権の発行要項第11項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

当社は、第3回新株予約権について割当予定先のそれぞれとの間で、本新株予約権の募集にかかる有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記の内容を含む第3回新株予約権買取契約を締結します。なお、割当予定先は、第2回新株予約権が残存している間は、第3回新株予約権を行使することができません。

(2) 資金調達方法の選択理由

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した資金使途の目的に適う資金調達の方法を検討していましたが、EVOLUTION JAPAN証券株式会社から第2回新株予約権及び第3回新株予約権を組み合わせた資金調達手法である本スキームの提案を受けました。同社より提案を受けた本スキームは、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができ、さらに第2回新株予約権によって当社の当面の資金需要を満たす資金を比較的早期にかつ相当程度高い蓋然性をもって調達し、これに加えて、第3回新株予約権によって当社の追加的な資金需要を満たす資金を調達できる設計となっているため、当社のニーズに合致していると考えており、当社の今後の成長にとって最善であると判断しております。また、下記「(3)本スキームの特徴」に記載の本スキームのメリット及びデメリット並びに「(4)他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本資金調達方法が下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に必要な資金を、一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから、総合的な判断により本資金調達方法を採用することを決定しました。

なお、EVOLUTION JAPAN証券株式会社から本スキームの提案を受けた当初は、第2回新株予約権及び第3回新株予約権の全てをEVO FUNDに割当てる想定でございました。しかし、以下のような経緯で、EVO FUNDに加えて、オークファンとフレイ・ホールディングスを第3回新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

まず、オークファンについては、当社が公表いたしました平成28年11月14日付「株式会社オークファンとの資本業務提携に向けた協議開始に関するお知らせ」の通り、同社との間で資本業務提携に向けた協議を進めていたという経緯があります。かかる協議の中で、平成28年11月28日付で同社との間で業務提携契約を締結いたしました。当社が計上した損失等の影響による事業計画の見直しを進める必要が生じたことから、資本提携についてはすぐには実施せず、両者間で継続的に協議を続けていくことといたしました。その後、当社の事業計画の見直しを進める中、インターネット販売事業及びリユース事業に注力していく方針が決まり、事業資金の調達ニーズが高まるとともに、国内最大のショッピング・オークションサイトである「aucfan.com」を運営するオークファンとの資本提携の必要性も高まってまいりました。そのような状況で、資本提携の一貫として、EVOLUTION JAPAN証券株式会社から提案を受けた第3回新株予約権の一部の割当てをオークファンに対して提案した結果、同社から引き受けたいとの回答があったため、同社を割当予定先として選定することになりました。一方、フレイ・ホールディングスについては、当社は、同社との間で、平成27年9月にアドバイザリー契約を締結しており、投資事業会社であるフレイ・ホール

ディングスからは本スキームに基づく資金調達の検討を含めた資金調達の方法等企業経営全般についてアドバイスをいただいている関係にあります。当社としては、かかる同社との関係やこれまでの取引実績に伴う信頼から、当社に対する投資の提案を打診したところ、同社から第3回新株予約権の一部を引き受ける旨の回答があったため、同社を本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

(3)本スキームの特徴

第2回新株予約権及び第3回新株予約権により行う本スキームによる資金調達には、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

- ① 短期間における確実な資金調達
第2回新株予約権(対象となる普通株式数2,000,000株)は、原則として平成30年4月9日までに全部行使(全部コミット)されます。
- ② 時期に応じた資金調達
第2回新株予約権について、全部コミットに加え、原則として平成29年11月9日までに、第2回新株予約権の40%(対象となる普通株式数800,000株)の行使もコミット(前半コミット)されており、全部コミットによるまとまった資金調達と、前半コミットによるより早期の段階におけるタイムリーなキャッシュ・フロー確保を両立することができます。
- ③ 最大交付株式数の限定
本新株予約権の目的である当社普通株式数は3,000,000株で固定されており、株価動向に係わらず、最大交付株式数が限定されております。その為、希薄化率が当初予定より増加することはありません。
- ④ 株価上昇時の調達額増額
第2回新株予約権は株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。また、第3回新株予約権は行使価額が現在より高い水準で固定されているため、株価上昇時に行使されることで、一株当たりの調達額が現在の株価水準よりも多くなります。
- ⑤ 行使時期の分散
第3回新株予約権は第2回新株予約権が残存している間は行使することができないことから、本新株予約権の行使による希薄化の時期が分散されます。

[デメリット]

- ① 当初に満額の資金調達ができないこと
新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。
- ② 株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性
第2回新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行決議日時点の株価を下回り推移する状況では、発行決議日時点の株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。また、第2回新株予約権については、株価が下限行使価額の110%を上回らない場合、第3回新株予約権については、株価が行使価額を上回らない場合には行使が進まない可能性があります。
- ③ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性
割当予定先のうち、EVO FUND及びフレイ・ホールディングスの当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、これらの割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社普通株式の流動性も鑑みると、かかる当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。
- ④ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界
第三者割当方式という当社と割当予定先のみでの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(4)他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

(a)公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは今回のスキームの方がメリットが大きいと考えております。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b)株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c)新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は即時の資金調達として有効な手段となりえますが、将来の1株当たり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。そのため、第三者割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

② CB

CBは発行時点で必要額を確実に調達できるという点で今回のスキームよりもメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に悪影響を及ぼすと共に、償還時点で多額の資金が将来的に必要となるため現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、MSCBは相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考慮した結果、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方法で調達することが株主の皆様の利益になると考え、MSCBも今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 新株予約権無償割当てによる増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があります。他方でノンコミットメント型のライツ・イシューについては、当社は2期連続で経常赤字を計上しているため、取引所の規則上実施することができません。

④ 借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。調達する資金の用途とのバランスを考慮し、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

①	払込金額の総額	242,880千円
	本新株予約権の払込金額の総額	880千円
	本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	242,000千円
②	発行諸費用の概算額	7,000千円
③	差引手取概算額	235,880千円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(第2回新株予約権560,000円、第3回新株予約権320,000円、合計880,000円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(第2回新株予約権156,000,000円、第3回新株予約権86,000,000円、合計242,000,000円)を合算した金額であります。

2. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正(第2回新株予約権のみ)又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第3回新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

当社は、海外のブランドの時計、バッグ、財布、ジュエリー等を中心に、直輸入と国内の輸入業者からの仕入により品揃えし、店舗での一般消費者への小売、インターネットショップでの販売、更には法人等の事業者向けの商品供給や販売業務委託による卸売も手掛けるブランドファッション商品の専門店であります。また、前事業年度より新規事業としてリユース品の買い取りと販売も手掛け、新品からリユース品まで、実店舗とインターネットショップで売り買いできる利便性の高い業態を目指しており、かかる事業に取り組んでまいりたく、事業資金の調達を行うものであります。

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記の通り合計235,880,000円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下の通り予定しています。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① 在庫回転率の向上に資する商品分析及び在庫管理システム改修費用	54	平成29年6月～ 平成29年12月
② リユース品販売店舗拡大のための改装費用	44	平成29年6月～ 平成30年4月
③ EC本店サイトの改修費用	37	平成30年6月～ 平成30年12月
④ 顧客管理システムの改修費用	33	平成30年6月～ 平成30年12月
⑤ リユース事業拡大に伴う商材調達資金	67	平成29年6月～ 平成30年4月
合計	235	

(注) 第2回新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、またEVO FUNDは第2回新株予約権買取契約において行使期間中に全ての第2回新株予約権を行使することをコミット(全部コミット)していますが、かかる全部コミットは第2回新株予約権の発行日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して

20取引日に達した場合及びコミット期間延長事由に伴う全部コミット期間の延長が12回を超えて発生した場合には消滅するものとされているため、また第3回新株予約権は株価動向により行使が進まない可能性があることから、実際に調達できる資金の額及びその支出時期と現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期との間に差異が生じる可能性があります。なお、上記のうち、①在庫回転率の向上に資する商品分析及び在庫管理システム改修費用については、短期的な資金需要があることから、比較的短期での調達が見込まれる第2回新株予約権により調達する資金を充当する予定であり、②リユース品販売店舗拡大のための改装費用及び⑤リユース事業拡大に伴う商材調達資金については、店舗の改装スケジュールにあわせて、順次第2回新株予約権により調達する資金を充当する予定あります。また、第2回新株予約権の行使終了後、③EC本店サイトの改修費用及び④顧客管理システムの改修費用について、第3回新株予約権により調達する資金を充当する予定であります。第2回新株予約権による調達資金が不足した場合には、①在庫回転率の向上に資する商品分析及び在庫管理システム改修費用、②リユース品販売店舗拡大のための改装費用、⑤リユース事業拡大に伴う商材調達資金の順序、第3回新株予約権による調達資金が不足した場合には③EC本店サイトの改修費用、④顧客管理システムの改修費用の順序でこれを充当すると共に、必要に応じて、調達コストも勘案しつつ金融機関からの短期借入等の追加での資金調達により賄うことも検討する予定であり、超過した場合には一般運転資金として利用することを想定しております。上記の通り、今回のスキームでは調達資金が不足した場合に追加の資金調達を検討する必要性が生じますが、当社としては、今回の資金調達により当社の株主資本が増し、これにより借入余力も増えることから、この点は許容可能と判断しております。

調達資金の使途の詳細は以下の通りです。

① 在庫回転率の向上に資する商品分析及び在庫管理システム改修費用

現在の当社の発注フローは、発注担当者が在庫管理システムから販売データを抽出し、表計算ソフトで加工した上でどの店舗にどの商品がどれくらいの数量必要なのかという点につき分析を行い、発注候補リストを手作業で作成し、その上で仕入先との商談及び電子メールのやり取りによって正式な発注リストを作成し、在庫管理システムに発注データを入力することによって当該データが在庫管理に取込まれるという、発注担当者の業務負荷が大きなフローとなっております。そこで、在庫管理システムの販売実績報告及び発注データ登録機能を改修し、従来発注担当者が手作業で行っていた販売データの抽出、加工、分析といった作業や、かかる作業によって作成されるデータを発注データとして在庫管理システムに取り込む作業を自動化することにより、正確性が高まるだけでなく処理スピードが上がり、人件費等の経費についても削減することができます。また、これまで行っていなかった販売データ及び在庫データを仕入先にフィードバックする機能も付加することで、在庫回転率の改善に関する協力関係を仕入先との間で築くことができると期待しております。当社は平成29年3月期に当期純損失を計上しておりますが、これらの対策より、ファッション情報を的確に分析し、適正な発注を行うことが可能となり、当社の業績改善につながるものと考えております。当社の業績を回復、改善するためには在庫回転率の向上に資する商品分析及び発注フロー改善のための在庫管理システムの改修が不可欠であるため、当該費用に調達資金を充当いたします。

② リユース品販売店舗拡大のための改装費用

これまで、当社は輸入ブランドファッション商品の新品を販売することで事業を拡大してまいりましたが、平成29年3月期よりロレックスやルイ・ヴィトン等のリユース品の販売を開始いたしました。新品の販売の際には、お持ちのブランド品の下取りをお勧めしたり、逆に、使わなくなったブランド品をリユース品として買い取り、新製品をお勧めしたりと、お客様の嗜好の変化、ライフスタイルの変化に合わせた使い勝手のよい、新しいジャンルの専門店を目指しております。当社の業績の改善を早期に図るためには、新品を取り扱うだけでなく、新品とリユース品の両方を取扱う「『循環型ビジネス』」を早期に軌道に乗せていく必要があると考えております。そこで『GINZA LoveLove』の店舗内にリユース品の買い取り・販売フロアである『eASTER』の設置を行ってまいります。

現在、『GINZA LoveLove』の店舗は16店舗であり、そのうち4店舗で既に『eASTER』のフロアが設置されております。未設置の12店舗について、本スキームによる調達資金を充当して、リユース品販売フロア『eASTER』を設置することを想定しております。

③ EC 本店サイトの改修費用

当社ではインターネットショップを運営しております。楽天市場やヤフーショッピングへの出店もしておりますが、当社が独自に運営する自社サイトもございます。自社サイトではインターネットショッピングをご利用いただくだけでなく、独自の販売促進策が提供できることや当社の実店舗への誘導ができること等様々な施策を講じることが出来ます。それらの施策により自社サイトへのアクセス数、転換率(アクセス数に対する商品の売れる割合)はともに伸長してきております。また当社のインターネットショップは当社の全実店舗との在庫の共用により充実の品揃えとクイックデリバリーが可能となっており、当社の主力事業の一つに成長してまいりました。これをさらなる収益増大につなげていくためにはご利用いただくお客様によりご評価いただけるコンテンツやスマートフォン用の当社独自のアプリと連携するための改修、これらに付随するアプリの作成が必要であると考え、当該改修等の費用に調達資金を充当いたします。

④ 顧客管理システムの改修費用

当社のビジネスを支える営業施策の柱である顧客管理システムはお客様の個人情報を管理しております。そのシステムは平成12年に導入され、導入当初より17年が経過いたしました。そのためハード面、ソフト面での入れ替えを行い最新のセキュリティ対策が必要となっております。当社ではセキュリティ対策として外部からのハッキングや個人情報の漏えい等を防御し、情報の機密性、完全性、可用性を維持することが重要であると認識しており、当該システムの改修、維持のための費用に調達資金を充当いたします。

⑤ リユース事業拡大に伴う商材調達資金

当社の業績の改善を早期に図るためには、新品を取り扱うだけでなく、新品とリユース品の両方を取扱う『循環型ビジネス』を早期に軌道に乗せていく必要があると考えております。そのためにはリユース品の取扱量もさることながら、顧客にとってより良質な商材の調達が必要となってまいります。今後『GINZA LoveLove』の店舗内に設置する予定のリユース品の売場である『eASTER』の商材の調達も必要であることから、これらの商材の調達資金に調達資金を充当いたします。

以上の施策を目的として、当社は平成29年5月29日に本新株予約権の発行を決定いたしました。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載の通り、本資金調達により調達する資金を①在庫回転率の向上に資する商品分析及び在庫管理システム改修費用、②リユース品販売店舗拡大のための改装費用、③EC本店サイトの改修費用、④顧客管理システムの改修費用及び⑤リユース事業拡大に伴う商材調達資金に充当することで、今後の成長分野への投資を実現していくとともに、財務基盤の安定に資すると見込んでおります。よって、当該資金使途は、企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものと考えており、本新株予約権による資金調達の資金使途については当社の既存株主の皆様への利益に資する合理性があるものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂1-1-8)に依頼しました。当該第三

者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の第2回新株予約権買取契約及び第3回新株予約権買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利子率、割当予定先の権利行使行動等についての一定の前提(第2回新株予約権についてEVO FUNDが行使コミット条項に基づく権利行使を完了するように権利行使期間に渡り一定数量の新株予約権の権利行使を行うこと、第3回新株予約権は第2回新株予約権の権利行使完了後又は権利行使期間終了後に株価が権利行使価額を上回る場合には速やかに権利行使がなされること、割当予定先の新株予約権行使及び株式売却の際に負担する株式処分コスト及び新株予約権の発行コストが発生することを含みます。)を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て当該評価額と同額で、第2回新株予約権の1個の払込金額を0.28円、第3回新株予約権の1個の払込金額を0.32円としました。また、第2回新株予約権の行使価額は当初、行使価額の修正における計算方法に準じて、平成29年5月26日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として、それに対し10%下回る額とし、第3回新株予約権の行使価額は、割当予定先との間での協議を経て、平成29年5月26日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額にいたしました。

本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で決定されているため、本新株予約権の発行価額は、特に有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査役3名(うち社外監査役3名)全員が、平成29年5月29日付で、当社取締役会に対して、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、適法な発行である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社普通株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額と同額で決定されていることを判断の基礎としております。

(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数3,000,000株(議決権数3,000個)は、平成29年3月20日現在の当社発行済株式総数14,204,289株及び議決権数14,129個を分母とする希薄化率は21.12%(議決権ベースの希薄化率は21.23%)に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、当社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当する予定であり、これは企業価値の向上を実現し、売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものであって、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様利益に貢献できるものと考えております。また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は105,459株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。一方、第2回新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数2,000,000株を、EVO FUNDの全部コミット期間である201価格算定日で行使売却とした場合の1価格算定日当たりの株数は約9,950株(直近平均6ヶ月平均出来高の約9.4%)となり、第3回新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数1,000,000株を、行使期間である3年間(720取引日間)で行使売却とした場合の1取引日当たりの株数は約1,389株(直近

平均6ヶ月平均出来高の約1.3%)となるため株価に与える影響は限定的なものと考えております。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①EVO FUND

①	名 称	EVO FUND (エボ ファンド)	
②	所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
③	設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
④	組 成 目 的	投資目的	
⑤	組 成 日	2006年(平成18年)12月	
⑥	出 資 の 総 額	払込資本金：1米ドル 純資産：約70.4百万米ドル	
⑦	出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	払込資本金：EVO Feeder Fund 100% 純資産：自己資本 100%	
⑧	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
⑨	国内代理人の概要	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 坪山昌司、ダニエル・シャイアマン	
⑩	上 場 会 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
		当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
		当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注)割当予定先の概要の欄は、平成29年3月31日現在におけるものです。

※当社は、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社により紹介された EVO FUND 及びその 100%出資者である EVO Feeder Fund と、両社の役員であるマイケル・ラーチ氏、リチャード・チゾム氏について反社会的勢力等と何らかの関係の有していないか、過去の新聞記事や WEB 等のメディア掲載情報の検索により割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー（住所：東京都新宿区西新宿4-32-13 西新宿フォレストアネックス302 代表取締役：中村勝彦）に割当予定先である EVO FUND 及びその 100%出資者である EVO Feeder Fund、EVO Feeder Fund の 100%出資者である Evolution Capital Investments LLC、Evolution Capital Investments LLC の単独の出資者であるマイケル・ラーチ氏、さらに、EVO FUND 及び EVO Feeder Fund の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、本調査機関が反社勢力関係の独自データベース検索による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

②オークファン

①	名 称	株式会社オークファン
②	所 在 地	東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号

③	代表者の役職・氏名	代表取締役 武永 修一		
④	事業内容	オークション、ショッピングの商品及び価格情報の比較・検索・分析等が可能な「aucfan.com」を運営するインターネットメディア事業		
⑤	資本金の額	676,452千円		
⑥	設立年月日	平成19年6月		
⑦	発行株式総数	9,895,000株		
⑧	事業年度の末日	9月30日		
⑨	従業員数	105名		
⑩	主要取引先	GMO ペイメントゲートウェイ株式会社		
⑪	主要取引銀行	株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行		
⑫	大株主及び持株比率	武永 修一 44.79%		
⑬	当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。	
		人的関係	該当事項はありません。	
		取引関係	割当先は当社と業務提携契約を締結しております。	
		関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
⑭	最近3年間の経営成績及び財政状態(単位：千円)	特記しているものを除く。)		
	決算期	平成26年9月期	平成27年9月期	平成28年9月期
	純資産	—	2,142,830	2,279,629
	総資産	—	4,269,983	4,465,070
	1株当たり純資産(円)	—	213.53	229.69
	売上高	—	1,449,513	2,725,527
	営業利益	—	140,779	320,638
	経常利益	—	142,533	332,153
	当期純利益	—	164,531	304,781
	1株当たり当期純利益(円)	—	18.61	31.48
	1株当たり配当金(円)	—	—	—

(注) 1. 割当予定先の概要の欄は、平成28年9月30日現在におけるものです。

2. 平成27年9月期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

※オークファンが東京証券取引所に提出した平成29年1月6日付コーポレート・ガバナンスに関する報告書の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方」及び「その整備状況反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容」において反社会的勢力に対する排除条項を定めておることから、同社は反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。また、同社が過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報の検索により反社会的勢力でない旨を確認しております。さらに、当社は、オークファンより、反社会的勢力とは一切関係ないことの書面での表明を受けております。

以上から総合的に判断し、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断しております。

③フレイ・ホールディングス

①	名称	株式会社フレイ・ホールディングス
②	所在地	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号
③	代表者の役職・氏名	松木 光平
④	事業内容	投資事業
⑤	資本金の額	1億円
⑥	設立年月日	2013年12月
⑦	発行株式総数	9,500株
⑧	事業年度の末日	11月30日

⑨	従業員数	1名		
⑩	主要取引先	各種法人		
⑪	主要取引銀行	みずほ銀行、りそな銀行		
⑫	大株主及び持株比率	松木 光平 92.63%		
⑬	当社との関係等	資本関係	-	
		人的関係	-	
		取引関係	業務委託契約(顧問契約)を締結しております。	
		関連当事者への該当状況	-	
⑭	最近3年間の経営成績及び財政状態(単位:千円)	特記しているものを除く。)		
	決算期	平成26年11月期	平成27年11月期	平成28年11月期
	純資産	581,348	600,835	679,286
	総資産	1,049,314	1,001,713	1,008,541
	1株当たり純資産(円)	61,194	63,245	71,503
	売上高	181,333	120,859	164,998
	営業利益	7,886	△1,588	34,738
	経常利益	14,559	4,925	44,975
	当期純利益	14,146	4,475	44,525
	1株当たり当期純利益(円)	1,489	471	4,686
	1株当たり配当金(円)	0	0	0

(注) 割当予定先の概要の欄は、平成29年4月30日現在におけるものです。

※当社は、割当予定先であるフレイ・ホールディングスより、反社会的勢力とは一切関係ないことの書面での表明を受けております。

また、同社及びその役員がWEB等のメディア掲載情報の検索により反社会的勢力でない旨を確認しております。

さらに慎重を期すため、EVO FUNDの調査を依頼した第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シーに依頼してフレイ・ホールディングスに関しても調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先及びその主たる出資者でありかつ代表取締役である松木光平氏に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載したとおり、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当するための機動的かつ確実な資金調達方法について、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社から提案のあった新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債権等)及び新株予約権証券の組み合わせによる本スキームによる資金調達を含めて複数検討してまいりました。当該検討の結果、本スキームが当社の資金需要に合致した資金調達方法であり、EVO FUNDに加えてオークファン及びフレイ・ホールディングスを割当予定先として選定することが当社の利益に資すると考えたことから、これらの三者を割当予定先とする第三者割当を行うこととしました。

具体的な各割当予定先の選定に関する経緯及び理由については以下の通りです。

①EVO FUND

平成29年3月に、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 坪山昌司、ダニエル・シャイアマン)から新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債権等)及び新株予約権証券の組み合わせによる本スキームによる資金調達の提案と、新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債権等)及び新株予約権証券の引受の意向を有し、過去に同様の新株予約権の引受け4件の実績を有

する EVO FUND の紹介を受けました。EVOLUTION JAPAN 証券株式会社より提案を受けた本スキームは、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができ、さらに第 2 回新株予約権によって当社の当面の資金需要を満たす資金を比較的早期にかつ相当程度高い蓋然性をもって調達し、これに加えて、第 3 回新株予約権によって当社の追加的な資金需要を満たす資金を調達できる設計となっている点において、当社のファイナンスニーズにより合致していると判断しました。また、EVO FUND についても当社内にて協議・検討しましたが、下記に記載の通り、同様のスキームによる投資実績を有していること等から、割当予定先として適当であると判断しました。その結果、本スキームの採用及び EVO FUND を割当予定先とすることを決定いたしました。

EVO FUND は、上場株式への投資を目的として平成 18 年 12 月に設立されたファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であります。これまでの投資実績として、株式会社アクロディア(平成 27 年 8 月発行)、株式会社レッド・プラネット・ジャパン(平成 28 年 10 月発行)、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社(平成 28 年 9 月発行)及びインスペック株式会社(平成 29 年 3 月発行)の第三者割当の方法による新株予約権増資案件において、発行会社の資金調達に寄与した実績があり、そのうちフューチャーベンチャーキャピタル株式会社の第三者割当の方法による新株予約権増資案件では、本スキームにおける第 2 回新株予約権と同様のコミット・イシューの手法を用いて、割当てられた新株予約権の全てを行使しております。割当予定先である EVO FUND は、EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社(東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号 代表取締役 有光素生)から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、Evolution Capital Investments LLC(774 Mays Blvd. Ste. #10 Incline Village, Nevada 89451 USA 代表社員 マイケル・ラーチ)の 100%子会社である EVO Feeder Fund(c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190Elsin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Island 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)以外の出資者はおりません。また、Evolution Capital Investments LLC の出資者は同社代表社員であるマイケル・ラーチ氏のみであります。

EVO FUND の関連会社である EVOLUTION JAPAN 証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN 証券株式会社はケイマン諸島に所在するタイガー・ホールディングス・リミテッド(190 Elgin Ave, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の 100%子会社であり、同社は英国王室属領ガーンジー島に所在するタイガー・トラスト(c/o Rothschild Trust Guernsey Limited, St. Julian's Court, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey GY1 6AX 信託なので代表取締役は存在せず)の 100%子会社であります。

(注) 本新株予約権の EVO FUND に対する割当は、日本証券業協会会員である EVOLUTION JAPAN 証券株式会社の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

②オークファン

EVOLUTION JAPAN 証券株式会社から本スキームの提案を受けた当初は、第 2 回新株予約権及び第 3 回新株予約権の全てを EVO FUND に割当てる想定でございました。しかし、以下のような経緯で、EVO FUND に加えて、オークファンとフレイ・ホールディングスを第 3 回新株予約権の割当予定先として選定いたしました。まず、オークファンについては、当社が公表いたしました平成 28 年 11 月 14 日付「株式会社オークファンとの資本業務提携に向けた協議開始に関するお知らせ」の通り、同社との間で資本業務提携に向けた協議を進めていたという経緯があります。かかる協議の中で、平成 28 年 11 月 28 日付で同社との間で業務提携契約を締結いたしましたが、当社が計上した損失等の影響による事業計画の見直しを進める必要が生じたことから、資本提携についてはすぐには実施せず、両者間で継続的に協議を続けていくことといたしました。その後、当社の事業計画の見直しを進める中、インターネット販売事業及びリユース事業に注力していく方針が決まり、事業資金の調達ニーズが高まるとともに、国内最大のショッピング・オークションサイトである「aucfan.com」を運営するオークファンとの資本提携の必要性も高まってまいりました。そのような状況で、資本提携の一貫として、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社から提案を受けた第 3 回新株予約権の一部の割当てをオークファンに対して提案した結果、同社から引き受けたいとの回答があったため、同社を割当予定先として選定することになりました。

③フレイ・ホールディングス

次に、フレイ・ホールディングスについては、当社は、同社との間で、平成 27 年 9 月にアドバイザー契約を締結しており、投資事業会社であるフレイ・ホールディングスからは本スキームに基づく資金調達の検討を含めた資金調達の方法等企業経営全般についてアドバイスをいただいている関係にあります。当社としては、かかる同社との関係やこれまでの取引実績に伴う信頼から、当社に対する投資の提案を打診したところ、同社から第 3 回新株予約権の一部を引き受ける旨の回答があったため、同社を本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

①EVO FUND

EVO FUNDは、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、基本的にマーケットへの影響を勘案しながら市場内で売却するものの、ブロックトレード相手が見つかった場合には市場外で直接売却していく方針である旨を口頭にて確認しております。

また、当社とEVO FUNDは、第 2 回新株予約権につき下記の内容を含む第 2 回新株予約権買取契約を締結します。

- ア. 当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第 1 項及び同施行規則第436条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が第 2 回新株予約権を行使することにより取得される株式数が、第 2 回新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る第 2 回新株予約権の行使(以下「制限超過行使」といいます。)を行わないこと。
- イ. 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する第 2 回新株予約権の行使を行わないことに同意し、第 2 回新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該第 2 回新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- ウ. 割当予定先は、第 2 回新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

②オークファン

当社は、オークファンから、第 3 回新株予約権の行使により取得する当社普通株式の保有方針について、中長期的に保有する予定であります。様々な事情を踏まえて短期売却をする可能性もある意向であることを口頭で確認しております。なお、短期売却がなされた場合でも、同社との間の業務提携は継続する見込みであります。

③フレイ・ホールディングス

当社は、フレイ・ホールディングスから、第 3 回新株予約権の行使により取得する当社普通株式の保有方針について、純投資目的であることを口頭で確認しております。また、同社は、第 3 回新株予約権の行使により取得する当社普通株式の売却に際しては、可能な限り市場動向を配慮しながら売却していくことを口頭で表明しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、以下の通り、各割当予定先より確認しております。

①EVO FUND

EVO FUND の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの平成 29 年 4 月 28 日時点における残高報告書を確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

②オークファン

当社は、オークファンから、第3回新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の口頭での報告を受けており、また、同社の第11期第2四半期に係る四半期報告書に記載されている財務諸表により、同社がかかる払込み及び行使に要する現預金その他の流動資産を保有していることを確認しております。

③フレイ・ホールディングス

当社は、フレイ・ホールディングスから、第3回新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の報告を受けており、また、同社の第3期決算報告書の平成28年11月30日における貸借対照表に記載されている金額を確認し、同社がかかる払込み及び行使に要する現預金を保有していることを確認しております。

(5)株券貸借に関する契約

第2回新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役であり、大株主である関戸正実は、その保有する当社普通株式について、EVO FUNDへの貸株を行う予定です。

EVO FUNDは、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他処分しないものとする旨、貸主との貸株契約書にて定めております。

8. 大株主及び持株比率

割当前(平成29年3月20日現在)		割当後	
関戸正実	21.57%	関戸正実	17.81%
有限会社関戸興産	21.12%	有限会社関戸興産	17.44%
関戸薫子	10.14%	関戸薫子	8.37%
関戸サク	6.47%	関戸サク	5.34%
株式会社みずほ銀行	2.30%	株式会社みずほ銀行	1.90%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1.44%	株式会社オークファン	1.45%
中田郁司	1.06%	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1.19%
日本証券金融株式会社	0.99%	中田郁司	0.87%
株式会社東和銀行	0.97%	日本証券金融株式会社	0.81%
株式会社SBI証券	0.94%	株式会社東和銀行	0.80%

(注) 1. 割当前の「持株比率」は、平成29年3月20日時点の株主名簿に基づき記載しております。

2. 割当予定先のうち、EVO FUND及びフレイ・ホールディングスの本新株予約権の保有目的は投資目的とのことであり、これらの割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。したがって、これらの割当予定先による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、割当後の「持株比率」の記載はしておりません。

3. 持ち株比率は、小数点第3位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

本新株予約権の発行による当期(平成30年3月期)の業績に与える影響はありません。なお、将来の業績に変更が生じる場合には、適宜開示を行う予定です。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(本新

株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東京証券取引所の有価証券上場規程第 432 条「第三者割当に係る遵守事項」に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績

決算期	平成27年 2 月期	平成28年 3 月期	平成29年 3 月期
売上高(千円)	10,168,441	10,599,100	8,970,602
営業利益(千円)	△686,528	△290,428	△868,158
経常利益(千円)	△758,433	△374,390	△925,277
当期純利益(千円)	△855,877	△460,971	△1,613,723
1株当たり当期純利益(円)	△60.37	△32.52	△113.86
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産額(円)	199.79	164.98	51.93

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成 29 年 3 月 20 日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	14,204,289 株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 26 年 2 月期	平成 27 年 2 月期	平成 28 年 3 月期
始 値	127 円	139 円	95 円
高 値	180 円	83 円	138 円
安 値	111 円	77 円	71 円
終 値	138 円	94 円	99 円

(注) 各株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

② 最近 6 か月間の状況

	平成 28 年		平成 29 年			
	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月
始 値	83 円	118 円	101 円	108 円	101 円	94 円
高 値	138 円	130 円	120 円	108 円	114 円	95 円
安 値	73 円	98 円	99 円	97 円	88 円	75 円
終 値	110 円	99 円	107 円	101 円	95 円	85 円

(注) 各株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 29 年 5 月 26 日
始 値	87 円
高 値	87 円
安 値	86 円
終 値	86 円

(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当なし

12. 発行要項

<第2回新株予約権の発行要項>

1. 新株予約権の名称 株式会社セキド第2回新株予約権
(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 560,000 円
3. 申込期日 平成 29 年 6 月 14 日
4. 割当日及び払込期日 平成 29 年 6 月 14 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 2,000,000 株（本新株予約権 1 個あたり 1 株（以下、「割当株式数」という。）とする。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 2,000,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 0.28 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、当初、78 円とする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 行使価額は、割当日の翌日以降、割当日の翌日（当日を含む。）から起算して 5 価格算定日（以下に定義する。）が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）において売買立会が行われる日（以下、「取引日」という。）であって、第 22 項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日（初回の修正については割当日の翌日）（当日を含む。）から起算して 5 価格算定日目の日の翌取引日（以下、「修正日」という。）に、修正日に先立つ 5 連続価格算定日（以下、「価格算定期間」という。）の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の、それぞれ 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切上げた額（以下、「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。
 - (2) 「下限行使価額」は、当初 43 円とする。下限行使価額は第 11 項の規定を準用して調整される。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付

され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)}{1}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整前行使価額}} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}$$

調整後行使価額

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - ① 1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

1 2. 本新株予約権の行使期間

平成29年6月15日（当日を含む。）から平成30年7月5日（当日を含む。）までとする。但し、本新株予約権の行使期間の最終日までに第22項に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ、20取引日を上限に延長される。

1 3. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

1 4. 新株予約権の取得事由

本新株予約権に取得事由は存在しない。

1 5. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

1 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算

規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 12 項に定める行使請求期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使請求に必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。）が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 八王子支店

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る第三者割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を 0.28 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとする。

22. 市場混乱事由

市場混乱事由とは、以下の事由をいう。

- (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合
- (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合（取引所において取引約定が全くない場合）
- (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらずなものとする。）

23. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

24. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

25. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

<第3回新株予約権の発行要項>

1. 新株予約権の名称 株式会社セキド第3回新株予約権
(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金320,000円
3. 申込期日 平成29年6月14日
4. 割当日及び払込期日 平成29年6月14日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、本新株予約権のうち500,000個をEVO FUNDに、250,000個を株式会社オークファンに、250,000個を株式会社フレイ・ホールディングスに割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (3) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (4) 本新株予約権の目的である株式の総数は1,000,000株(本新株予約権1個あたり1株(以下、「割当株式数」という。))とする。
 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
 その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 1,000,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 金0.32円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (3) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (4) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、86円とする。
10. 行使価額の修正
行使価額の修正は行わない。
11. 行使価額の調整
 - (8) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$
 - (9) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ⑥ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降こ

れを適用する。

- ⑦ 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ⑧ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ⑨ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑩ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (10) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (11) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - ① 1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準

日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(12) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(13) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

1 2. 本新株予約権の行使期間

平成29年6月15日(当日を含む。)から平成32年6月14日(当日を含む。)までとする。但し、第14項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知又は公告がなされた日までとする。また、本新株予約権買取契約において、第2回新株予約権が全て行使されるまでの間は本新株予約権は行使できないものとされる。

1 3. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

1 4. 新株予約権の取得事由

(1) 当社は、平成30年6月14日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個あたり0.32円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項にしたがって公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知又は公告を行うことができない。

(2) 当社は、平成32年6月14日において、当該時点で残存する本新株予約権の全部を、本新株予約権1個あたり0.32円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で取得する。

1 5. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

1 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (4) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第12項に定める行使請求期間中に第19項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (5) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (6) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所 　　みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所 　　株式会社みずほ銀行 八王子支店

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る第三者割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を0.32円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第9項記載のとおりとする。

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

24. その他

- (4) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (5) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (6) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。